

- (イ) 店舗、飲食店その他これらに類するもの
- (ロ) (イ)から(ハ)に掲げる用途以外の文化・交流施設のうち特定多数の利用に供するもので、特定行政庁が認めるもの
- 三 前号(イ)から(ロ)までに掲げる用途に供する部分の容積率が十分の二十二未満の建築物

別表第二環状第2号線新橋・虎ノ門地区再開発地区整備計画の項中「延べ面積の敷地面積に対する割合」を「容積率」に改める。

別表第四中

□	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最低限度	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度
---	--------------------------	--------------------------	--------------------------

を

□	建築物の容積率の最高限度	建築物の容積率の最低限度
ハ	建築物の容積率の最高限度	建築物の容積率の最低限度

二
建築物の建
べい率の最
高限度
に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

港区立女性センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成十三年九月二十八日

港区長 原 田 敬 美

◎港区条例第四十五号

港区立女性センター条例の一部を改正する条例

港区立女性センター条例（昭和五十四年港区条例第三十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

港区立男女平等参画センター条例

第一条中「女性の教養及び生活文化の高揚を図り」を「男女が平等に参画できる社会の実現を目指し」に、「港区立女性センター」を「港区立男女平等参画センター」に改める。

第二条の表中「港区立女性センター」を「港区立男女平等参画センター」に改める。

第三条第一号から第三号までを次のように改める。

一 男女が平等に参画できる社会の実現に寄与する学習、情報提供等に関すること。

二 男女が平等に参画できる社会の実現のために活動する団体の育成に関すること。

三 センター施設（付帯設備等を含む。以下同じ。）の利用に関すること。

第六条各号を次のように改める。

一 区内に住所を有する者

二 区内の事務所又は事業所に勤務している者

三 区内の学校に通学している者

四 前三号に規定する者を主な構成員とする団体

五 前各号に規定するもののほか、区長が適当と認めるもの

第九条中「センター施設の使用料は、第六条第一号及び第二号に規定するものが利用する場合は無料とし、同条第三号に規定するものが利用する場合」を「利用の承認を受けたもの（以下「利用者」という。）に改める。

第十二条中「利用の承認を受けたもの（以下「利用者」という。）を「利用者」に改める。

第十七条第一項中「港区立女性センター」を「港区立男女平等参画センター」に改める。

付 則

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の港区立男女平等参画センター条例第九条の規定は、平成十